

平成 29 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 29 年 8 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（9 名）

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 鶴田雄士君 | 2 番 | 稲田秀敏君 |
| 3 番 | 山本隆久君 | 4 番 | 中村三千人君 |
| 5 番 | 宮崎義一君 | 6 番 | 君 |
| 7 番 | 松下二六一君 | 8 番 | 君 |
| 9 番 | 本田実君 | 10 番 | 君 |
| 11 番 | 嶋田浩二君 | 12 番 | 君 |
| 13 番 | 中川徹君 | | |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 6 番 | 黒川紀世子君 | 8 番 | 井島安一君 |
| 10 番 | 小堀田幸一君 | 12 番 | 富崎ますみ |

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 山並正 | 参事 | 小松通利 |
| 主任 | 寺澤大介 | 主査 | 大林喜光 |

4、議事日程

開 会

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第 46 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議第 47 号 非農地通知書交付申請について |
| 日程第 7 | 報告事項について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年天草市農業委員会第7回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。二十四節気の処暑というのを過ぎましたが、まだまだ暑さは続いています。体調管理にはご注意ください。今日は、天草地区の農業委員の研修会を16時から予定しておりますので出席よろしくお願ひします。それでは、本日もよろしくお願ひします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、6番、黒川委員、8番、井島委員、10番、小堀田委員、12番、富崎委員から欠席の届が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、7番、松下委員、9番、本田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の1ページをお開きください。1番について説明いたします。南町の譲受人は、長崎県南島原市の譲渡人より、楠浦町の田2,438㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦ダムから西へ約2km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。五和町の譲受人は神奈川県相模原市の譲渡人より、五和町の田 440 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から西へ約 600m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 会長、3番と4番は譲受人が同一の案件ですので、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（大林喜光君） 3番、4番について説明します。五和町の譲受人は合志市の譲渡人より、五和町の田 1,118 m²と畑 47.89 m²と五和町の譲渡人より、畑 43 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約 500m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の2ページをお開きください。5番について説明します。

五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田 827 m²を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから北西へ約 1.3km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第44号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は鹿児島県薩摩郡さつま町の個人で楠浦町の田 546 m²を霊園にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した錦島運動公園から西へ約 1km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、霊園と

して需要が見込めるため、霊園を整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に霊園として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

○9番（本田実君） 9番本田です。図面の緑線の部分はなんでしょうか。

○事務局（小松通利君） 緑線で囲っている部分は山林です。今回の事業計画では田と山林併せて霊園にする計画となっています。

○9番（本田実君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第45号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は亀場町の個人で、川原町の畑426㎡を売買により取得し、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡南小学校から南へ約200m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在借家住まいをしておりますが、夫婦と子供3人が暮らすには手狭であり、また夫婦共働きのため子供の養育に十分時間がかけられず、義父母に子育ての援助をもらうため、二世帯住宅を建設し、残地は庭及び駐車場として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は八幡町の個人で、亀場町の畑399㎡を使用貸借により借り入れて住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから西へ約400m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在、アパート暮らしで手狭なため、個人住宅を建設し残地は駐車場及び家庭菜園として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田532㎡と畑83㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約500m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の事務所が老朽化し、建て替えが必要なため、また、住まいが手狭で不便なため事務所兼個人住宅を1棟、残地を庭及び7台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、五和町の畑 296 m²を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したユメールから南西へ約 300m、青色で着色した国道 324 号線の北西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草に永住するため個人住宅を 1 棟、残地を庭及び 2 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 5 ページをお開きください。5 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 389 m²を交換により取得して車両置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから北西へ約 1.8km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自動車修理工場を営んでいるが、車両置場が不足しているので 10 台分の車両置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第46号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第46号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が17件、再設定の計画が6件、合計24件で、総面積は93,964㎡となっております。所有権移転の計画1件は、熊本県農業公社が売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の16ページの審査資料の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定24件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第47号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第47号について説明します。資料②の17ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡町4件、志柿町1件、佐伊津町3件、五和町6件、筆数は全体で30筆、面積は合計で20,773㎡となっております。現地確認を実施し、20ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地で、現況地目欄が山林のものは（1）の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なものに該当する可能性があると思われます。また、現況地目欄が原野のものについては（2）の（1）以外の場合であっても、対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番から8番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が1番の現地の写真になります。次が6番、8番の現地の写真になります。次が3番の現地の写真になります。次が4番の現地の写真にな

ります。次が2番、7番の現地の写真になります。次が5番、7番の現地の写真になります。9番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が10番から13番の申請地周辺の地図です。次が10番の航空写真です。次が10番の現地の写真になります。次が11番から13番の航空写真です。次が11番の現地の写真になります。次が12番の現地の写真になります。次が13番の現地の写真になります。次が14番から26番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が14番の現地の写真になります。次が15番から20番の現地の写真になります。次が21番の現地の写真になります。次が22番の現地の写真になります。次が23番、24番の現地の写真になります。次が25番の現地の写真になります。次が26番の現地の写真になります。次が27番から30番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○1番（鶴田雄士君） 3番の件につきまして、事務局と一緒に見てきたのですが、ここはまだ非農地とまではなっていないのかなと思いますが、皆さんどうでしょうか。私は難しいと思います。外してよろこびますか。

○9番（本田実君） そうですね。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見がないようでしたら議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、3番を外して、6番、8番、9番、22番、25番、26番を原野、残りを山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の21ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましても、ございませんでした。第5条の許可不要転用届については、天草町1件、本町1件、本渡町1件、倉岳町1件、河浦町1件で、全て携帯電話の無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後2時50分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松下二六一

署名委員 本田真